

議 会 運 営 委 員 会

令和3年7月15日（木）

午後1時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 陳情審査の流れの検討について
（請願者等の意見陳述について）

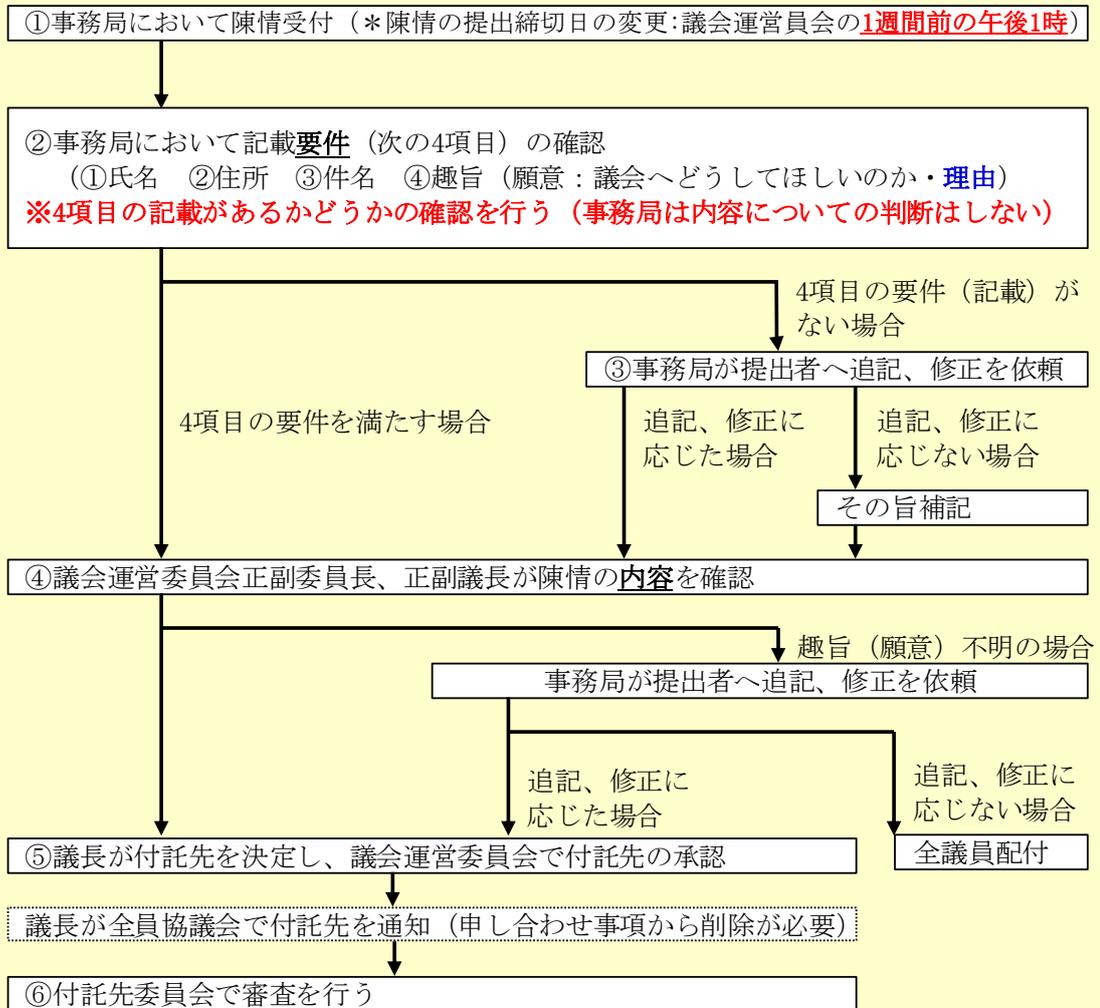
2 その他

◆陳情審査の流れについて

【見直し案（配付をなくし付託先で審査する方向性）】

議会運営委員会での陳情書取扱基準への該当の判断は行わず、受付けた陳情は全て該当の委員会に付託することとし、議会運営委員会では付託先の確認のみを行い、次のとおりとする。

～受付から付託まで～



～上記⑥の付託先での審査～

案 1 全て審査し、継続審査や採択・不採択・一部採択の採決を行う。
※基準を用いない

案 2 基準に該当しない案件を審査し採決し、継続審査や採択・不採択・一部採択の採決を行う。
* 基準該当の場合は、審査を行わず委員へ配付
* 委員会条例の改正必要

案 3 審査は行うが、採決を行わない。
* 委員会条例の改正必要

陳情審査の流れについて（会派等意見）

会派等名	意見
山水海	<p>審査プロセスを変更する。</p> <p>陳情書を配布、その内容に関する状況確認を執行部に対して行う。</p> <p>その段階で進捗があるもの、見込めるもの、見込めないものが判別できるので、その後、委員間で協議の必要性の有無を確認し、有りの場合は委員会での対応等協議する。</p>
創風会	<p>「チーム議会」としての対応が、何よりも必要な状況にあると判断している。</p> <p>陳情の流れは、6/23 参考資料にある「請願と同じく委員会に付託し採択または不採択を決め議長に報告するが、本会議では採決しない」でよいと考える。</p> <p>付託までの流れは、6/23 議会運営委員会で示されたフローチャートで対応することに創風会は賛成する。</p> <p>付託後の流れは、案 2 を支持する。</p>
未来	<p>付託までの流れはフローチャートのとおりでよい。</p> <p>審査の流れは、案 2 を希望する。</p>
超党はまだ	<p>今回の問題が議員全体のものとなっておらず、全議員で話し合い結論を出す。</p> <p>①市民の請願や陳情の権利は保障すべきであり、市政の市民参加を進めるといことから、議会として可能な限り陳情を受け付け、処理するという姿勢を持つ。</p> <p>②議会として陳情処理に当たっては、願意を見極め、陳情書の行間にあることなど幅広く拾い上げ、陳情者が述べる課題、市政への要望などについて審査を行い、議会として市長に対して善処方など伝える。</p> <p>③（1 回目の）陳情でしっかり調査をし、執行部の見解を求め、陳情案件の周辺にある課題など幅広く調査し、委員会として意見をまとめて陳情の採否を決定し、その旨陳情者に通知する。同一案件で再び、三たび陳情があった場合には「1 回目のとおり」として回答し、議会審議の迅速化、簡素化を図り、事務の軽減を行う。</p>

会派等名	意見
公明クラブ	<p>受付から付託までについては見直し案が良いと思いますが、1点気になるのが、</p> <p>④以降の部分で趣旨不明のものについて、再度陳情者に確認する作業が、方法によっては事務局・陳情者の双方に負担がかかるのではないかとこの点です。(電話対応ならまだ良いかと思いますが、来庁が難しい方もあるのでは?)</p> <p>付託先での審査は、案1の基準を用いなくて、全て審査を行うが良いと思います。</p>
西村議員	<p>【陳情の流れに関する意見】</p> <p>※フローチャートの②③における記載要件の確認は簡易なものとし、いわば(仮)受付扱いとする。</p> <p>①フローチャート④の「陳情の内容確認」は議会運営委員会で行う。</p> <p>② 上記①において、「趣旨(願意)不明」につき「追記、修正の依頼」をしても、なお「趣旨(願意)不明」あるいは「追記、修正に応じない」場合(「陳情書取扱基準」の(1)に該当)は、当該陳情を「受理しない」または「陳情者に返却」する。</p> <p>③「追記、修正の依頼」も含め、上記②において、事務局任せにしない方法で対応する(例:複数の議会運営委員+事務局員で対応)。</p> <p>【審査のやり方】</p> <p>案1を選択。</p>
西川議員	<p>提案された見直し案の流れで良いと思います。</p> <p>⑥付託先での審査については「案2」が良いと考えます。</p> <p>ただし、審査を行わないと判断した案件については、委員だけでなく全議員に配布すべきだと思います。</p>

陳情審査の流れについて（会派等意見から審査部分抜粋）

会派等名	意見
山水海	<p>(案4) ※委員会条例改正が必要</p> <p>審査プロセスを変更する。</p> <p>陳情書を各担当委員会へ配布、その内容に関する状況確認を執行部に対して行う。</p> <p>その段階で進捗があるもの、見込めるもの、見込めないものが判別できるので、その後、委員間で協議の必要性の有無を確認し、有りの場合は委員会での対応等協議する。</p>
創風会	付託後の流れは、 案2 を支持する。
未来	審査の流れは、 案2 を希望する。
超党はまだ	<p>(1回目の) 陳情でしっかり調査をし、執行部の見解を求め、陳情案件の周辺にある課題など幅広く調査し、委員会として意見をまとめて陳情の採否を決定し、その旨陳情者に通知する。同一案件で再び、三たび陳情があった場合には「1回目のおり」として回答し、議会審議の迅速化、簡素化を図り、事務の軽減を行う。</p>
公明クラブ	付託先での審査は、 案1 の基準を用いなくて、全て審査を行うが良いと思います。
西村議員	<p>【審査のやり方】</p> <p>案1を選択。</p>
西川議員	<p>⑥付託先での審査については「案2」が良いと考えます。</p> <p>ただし、審査を行わないと判断した案件については、委員だけでなく全議員に配布すべきだと思います。</p>